

Togo Central

東郷中央

地区区画整理組合だより

2018.8

No. 12



春木川南側
区画道路 13-1 号

晩夏の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、組合事業に格別のご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、組合事業につきましては、現在 7 件の工事（発注金額約 14 億円超）を施工中で工事区域は、地区全体に拡大しております。そのため建物等移転との関係が強まってきておりますが、関係者の皆様のご協力のもと、これまでに 50 件を超す移転契約を締結し、工事は大きな遅れなく進捗しています。ららぽーと用地の造成も最終段階に至り、現在は引渡し状態を商業施設事業者側と調整するところまで進捗しています。

工事区域の拡大に伴い、今後、更に道路交通等への影響も大きくなると想定されます。組合としましては、一日も早い工事完成に努力して参ります。ここ数年は工事のピーク期が続くこととなりますが、安全に十分に配慮して早期完成をめざし、役員一同努力して参ります。引き続き、皆様のご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

理事長 近藤 教文



第12回通常総代会の開催結果

平成30年7月21日に通常総代会を開催しました。

< 議案 >

・第1号議案「平成29年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について」

平成29年度決算概要

第1号議案において、平成29年度収支決算書は、次のとおり承認されました。

収入決算額 金 4,623,508,387 円
支出決算額 金 3,343,230,626 円
差引残額 金 1,280,277,761 円

※差引残額は、H30年度へ繰越し、工事、補償、移設等を進めています。

○収入の部 (単位：円)

| 科 目 | 平成29年度決算額 | 摘 要 |
|--------|---------------|---|
| 補助金 | 128,000,000 | H29交付決定140,000,000円 12,000,000円はH30へ繰越 |
| 助成金 | 100,000,000 | |
| 保留地処分金 | 43,480,553 | |
| 雑収入 | 870,683 | 預金利子、証明手数料、分割計算 手数料等 |
| 借入金 | 3,500,000,000 | |
| 繰越金 | 851,157,151 | |
| 合 計 | 4,623,508,387 | |

○支出の部

(単位：円)

| 科 目 | 平成29年度決算額 | 摘 要 |
|------------|---------------|--|
| 工事費 | 1,717,974,884 | 残土搬出：塔ノ上、塩田、北見額地区 道水路・整地工：和合地区、早期移転街区 春木川沿い：ギロー橋護岸、橋台工、1号調整池（西側）等 商業ゾーン：整地工、擁壁工 |
| 補償費 | 1,163,023,350 | 物件移転補償費 |
| 移設費 | 155,654,032 | 愛知用水管、電柱、NTTケーブル |
| 法第2条第2項事業費 | 104,182,841 | 上水道配水管布設工事、水道施設分担金 下水道：和合地区、 早期移転街区 名古屋春木線電線共同溝詳細設計 |
| 調査設計費 | 133,212,600 | 事業計画変更（第3回）、道路・雨水・汚水・橋梁・調整池詳 細設計、物件調査（換地・工事支障）、補償説明補助等 |
| 会議費 | 4,838 | 役員会・諸会議時のお茶代 |
| 事務所費 | 40,637,919 | 役員・総代報酬、事務員給与、事務委託費、備品費、需用費、 事務所警備費等 |
| 負担金 | 21,674,522 | 水資源機構地上権抹消、施設廃止等 |
| 借入金利子 | 6,363,760 | |
| 雑支出 | 501,880 | まちづくり協会会費、県連合会費等 |
| 借入金償還金 | 0 | |
| 予備費 | 0 | |
| 合 計 | 3,343,230,626 | |



新規工事を発注しました

平成 30 年度道路築造工事（その 1）

【施工箇所は下図のとおり】

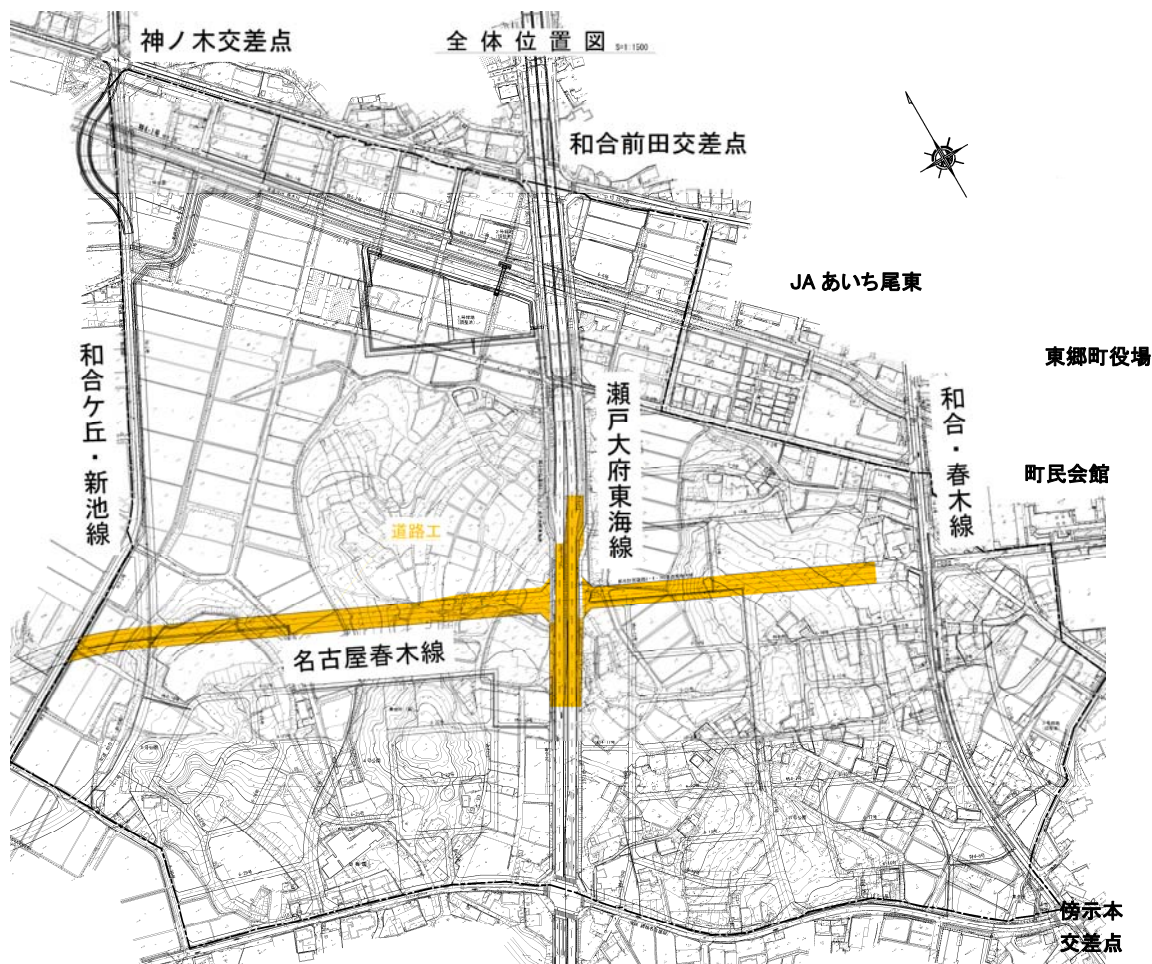
地区を東西に横断する都市計画道路「名古屋春木線」の新設道路築造工、及び「瀬戸大府東海線」の交差点付近での道路改良工を発注しました。

【名古屋春木線】

車道舗装（基層アスファルトまで）、歩道舗装（路盤まで）、側溝工、街渠工、集水柵工、街渠柵工等

【瀬戸大府東海線】

車道舗装（表層アスファルトまで）、歩道舗装（路盤まで）、歩車道境界ブロック工、中央分離帯工、取壊工（既設中央分離帯）等



【施工業者・工期】

施工業者は、平成 30 年 7 月 6 日に指名業者 12 者(2 者辞退)による競争入札の結果、中部土木株式会社が落札し、7 月 9 日付けで同社と工事請負契約を締結しました。

工期は、平成 30 年 7 月 10 日から平成 31 年 3 月 26 日までです。

現在、測量工、資材等準備工中。

平成30年度3号調整池築造工事

地区南東部の排水を調整する3号調整池の築造工事を発注しました。

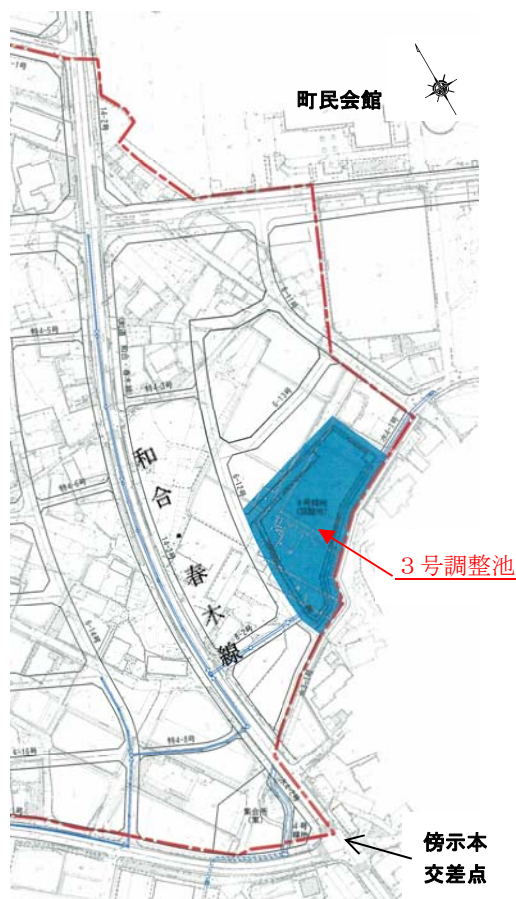
【調整池築造工】

ブロック積擁壁工、調整池施設工、管理通路工、安全施設工

【施工業者・工期】

施工業者は、平成30年8月3日に指名業者12者（1者辞退）による競争入札を行った結果、日本国土開発株式会社が落札し、8月6日付で同社と工事請負契約を締結しました。

工期は、平成30年8月7日から平成31年3月20日までです。

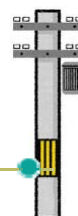


建物等移転について

工事区域にかかる物件等所有者の皆様には随時、ご説明や補償契約を進めているところですが、工事現場状況、関係機関協議等さまざまな事情により、工事工程等において十分な説明に至らないケースも生じています。引き続き、課題等を解消し、できる限り移転にご協力が得られやすい説明に努めてまいりますので、ご協力くださるようお願い致します。



電柱建柱への協力をお願いします



本地区への電気供給のため、中部電力株式会社が建柱計画を策定し、宅地造成工事の進捗に応じて建柱工事を進めています。電柱は、基本的に宅地内に建柱されます。中部電力株式会社より、建柱のお願いがありましたら、ご協力くださるようお願い致します。

なお、名古屋春木線は無電柱化の計画です。また、歩道がある路線については、歩道に建柱されます。



平成 29 年度発注工事の状況

平成 29 年度道路築造工事（その 1）

【施 工 者】大林道路株式会社

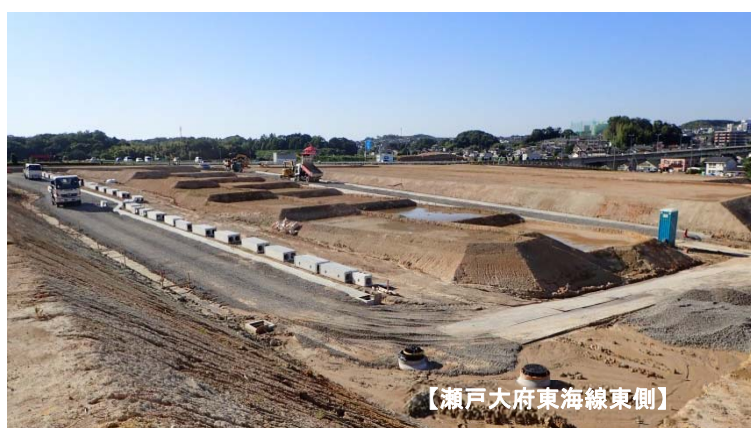
【契約工期】平成 29 年 7 月 14 日～平成 31 年 2 月 15 日

【工事概要】

- ① **水路工（雨水）**・**水路工（汚水）** … 雨水・汚水ルート of 整備。
- ② **道路工** … 区画道路 9-1 号及び 13-1 号、和合ヶ丘・新池線の新設道路部を中心に整備。
- ③ **整地工** … 街区・画地ごとに整地。



【和合・豊田線】
（拡幅部）



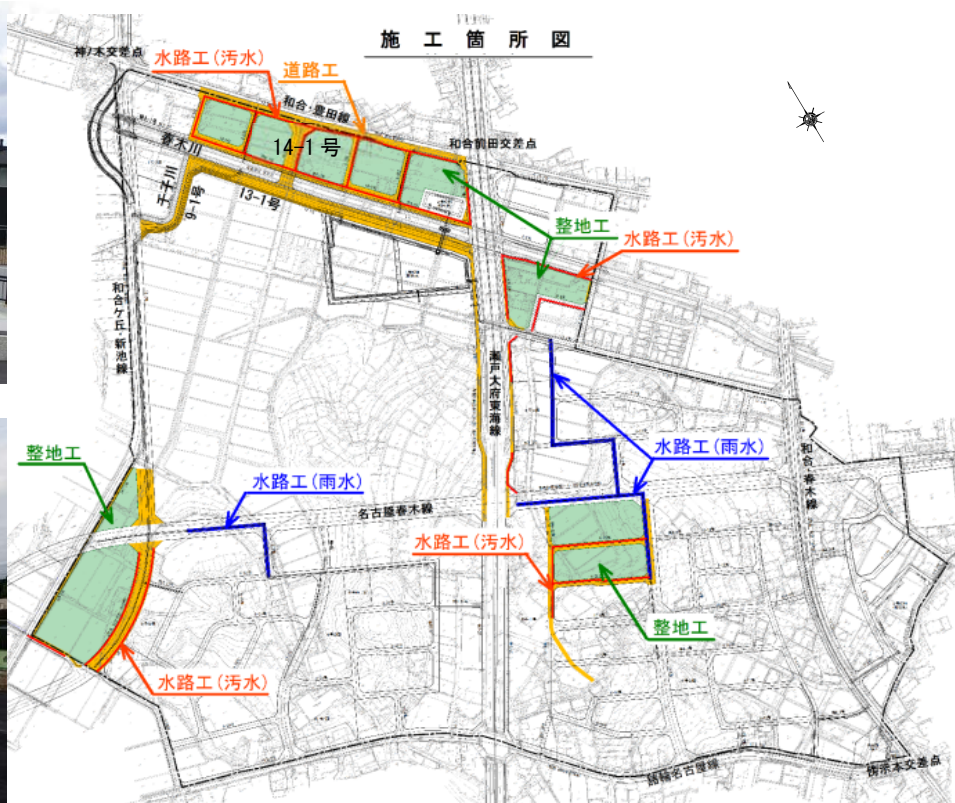
【瀬戸大府東海線東側】



【区画道路 14-1 号】



【和合ヶ丘・新池線】
（新設部築造）



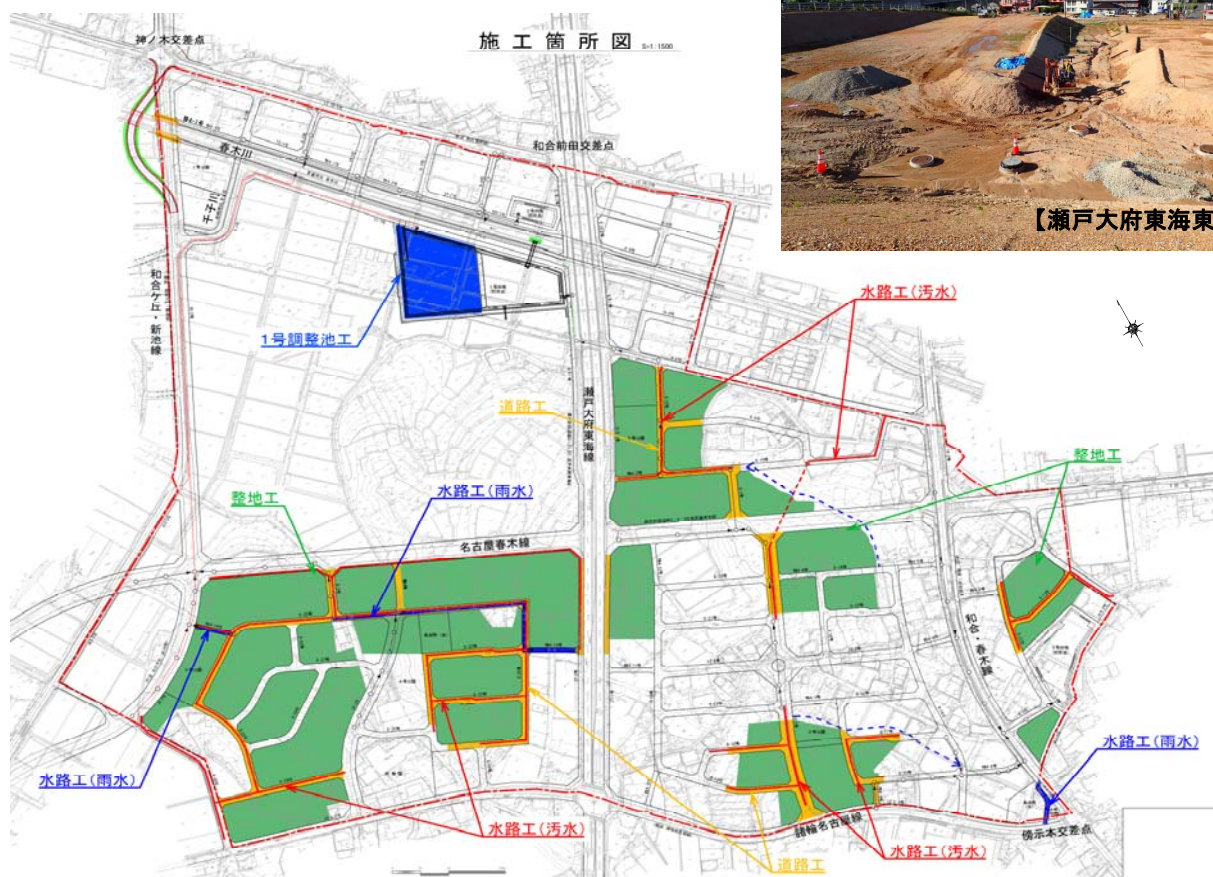
平成29年度道路築造工事（その2）

【施 工 者】 日本国土開発株式会社

【契約工期】 平成29年10月12日～平成31年3月15日

【工事概要】

- ① **1号調整池工** … 1号調整池西側部分の築造。※東側は過年度施工済。
- ② **水路工（雨水）・水路工（汚水）** … 雨水・汚水ルート of 整備。
- ③ **道路工** … 傍示本地区の早期造成街区外周道路を整備。
- ④ **整地工** … 街区・画地ごとに整地。



道路改良工事

【施 工 者】大林道路株式会社

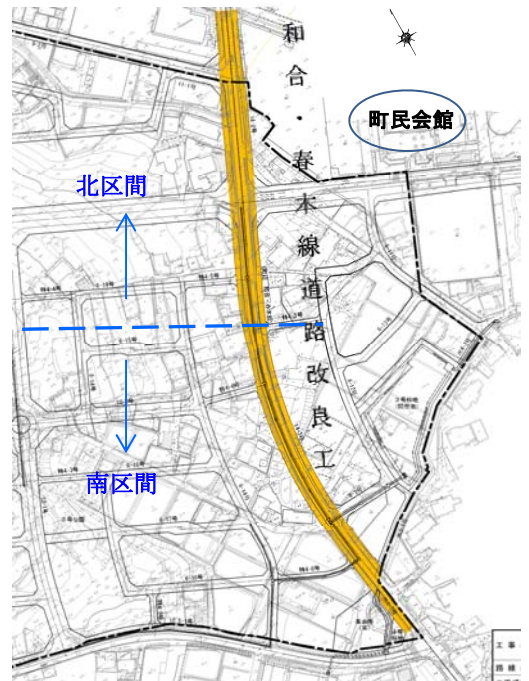
【契約工期】平成 29 年 12 月 5 日～平成 32 年 3 月 19 日

【工事概要】

町道和合・春木線を幅員 14m 道路に改良する工事です。北区間と南区間に分け、複数回、道路を切り替えながら施工します。

平成 30 年 9 月 10 日より、北区間で南行車線を仮設道路に切り替え、道路中央部分を施工します。

道路の通行形態に影響があります。次ページをご参照ください。



橋梁等改良工事

【施 工 者】日本国土開発株式会社

【契約工期】平成 29 年 10 月 12 日～

平成 31 年 6 月 28 日

【工事概要】

- ①ギロ一橋撤去工
- ②橋梁下部工（左岸・右岸）
- ③取付護岸工





右折による進入ができなくなります



和合・春木線の道路改良工事（14m道路に拡幅）の進捗に伴い、平成30年9月10日から伊勢木10号線、東岡ノ上・猫池線からの和合・春木線への右折進入、及び和合・春木線から伊勢木10号線、東岡ノ上・猫池線への右折進入ができなくなります。

右折進入が可能な時期が近くなりましたら別途、ご案内させていただきます。大変ご不便をおかけしますが、ご協力をお願い致します。

9月10日(月)
午前11時～
右折進入不可



仮換地証明等の発行手数料について



仮換地の指定から県知事による換地処分（本換地）が行われるまでの間、土地売買、建築行為等を行う場合には**仮換地証明書**や**敷地該当地証明書**が必要になります。証明書を必要とされる方は、組合へお申し出ください。なお、証明書の交付申請には印鑑（認印）が必要です。代理人による申請は、土地所有者の委任状（組合指定様式）が必要となります。

発行手数料は次表のとおりです。



【手数料を徴収する事務の種別及び料金】

| 種 別 | 基本料金 | 追加料金 | 摘 要 |
|----------|-------------|---------------------|-------------------------------|
| 仮換地証明 | 1画地 500円 | 1画地ごとに 500円 | 本人又は代理人 ※代理人は本人の 委任状が必要 |
| 敷地該当地証明 | 1画地 500円 | 1画地ごとに 500円 | 本人又は代理人 ※代理人は本人の 委任状が必要 |
| 保留地証明 | 1画地 500円 | 1画地ごとに 500円 | |
| その他証明・承認 | 1件 500円 | 1件増ごとに 500円 | |
| 各種図面等コピー | 1件(1枚) 100円 | 1件(1枚) 増ごとに 100円 | A3まで |

注1) 証明の形式をもっていなくても、文書をもって事実を証するものは、すべて証明とみなします。

注2) 証明等は本人申請を原則とします。代理人により申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
(委任状は組合指定様式とします。)

注3) 国又は地方公共団体など公共性の高い団体等からの手数料は徴収しません。

注4) 上記のほか、証明等の手数料について必要な事項は、理事会にはかり理事長が定めます。

【仮換地分筆等計算費用（杭設置及び撤去費用は含まない）】

| 種 別 | 基本料金 | 追加料金(税別) | 摘 要 |
|----------------|----------------------|----------------------------------|--------------------|
| 従 前 地 | 分筆1件 8,000円 | 分筆1筆増ごとに1,000円 | 仮換地指定変更を 伴わないもの |
| | 合筆1件 7,000円 | 合筆1筆増ごとに1,000円 | |
| 仮 換 地 | 1件(1筆2分割) 19,000円 | 分筆1筆増ごとに3,000円 | 従前地分筆計算費用 を含む |
| | 1件(2筆→1筆) 13,000円 | 合筆1筆増ごとに2,000円 | |
| | 1件(2筆2分割) 29,000円 | 分筆1筆増ごとに3,000円 合筆1筆増ごとに2,000円 | 従前地分筆計算費用 を含む |
| 保 留 地 | 1件(1筆2分割) 11,000円 | 分筆1筆増ごとに2,000円 | |
| | 1件(2筆→1筆) 8,000円 | 合筆1筆増ごとに2,000円 | |
| | 1件(2筆2分割) 16,000円 | 分筆1筆増ごとに2,000円 | |
| 合筆1筆増ごとに2,000円 | | | |

注1) 消費税相当額は別途。

注2) 新旧対照表及び仮換地分割図作成を含む。

注3) 従前地の分筆登記に関する費用は含まない。

注4) 杭設置及び撤去費用は含まない。

【仮換地の分筆、合筆等により増加する杭の測量設置又は撤去費用は個人負担となります】

| 種 別 | | 基本料金 | 追加料金（税別） | 摘 要 |
|-----------------------|---------|---------|------------------|-----------------------|
| 確 定 測 量 前 | 木杭の測量設置 | 26,000円 | 1本あたり 10,000円 | |
| | 永久杭の設置 | | 1本あたり 11,000円 | 永久杭は事業進捗の 状況に応じて設置 |
| | 永久杭の撤去 | | 1本あたり 9,000円 | |

注1) 消費税相当額は別途。

注2) 基本料金には作業前準備、交通費を含む。

注3) 仮換地の分割に伴うもの以外で杭設置の必要がある場合は、別途組合にお問い合わせください。



届出のお願い!



1) 土地の権利などを異動するとき（定款第84条）

組合からの重要な書類の発送や各種通知などを組合員にもれなく行う必要がありますので、次の場合は、必ず組合へ届出してください。

- 1 土地を売買したとき
- 2 相続、贈与等により所有権を移転したとき
- 3 抵当権、地役権、小作権、その他の権利を設定又は解除したとき
- 4 土地を分筆又は合筆したり、地積の誤謬を訂正したとき
- 5 住所を変更したとき

2) 建築行為などが制限されます（土地区画整理法第76条）

建築行為など次のことを行う場合は、東郷町長の許可が必要となります。許可申請書には組合の意見書が必要となりますので、許可申請の前に組合と協議してください。

- 1 建築物、工作物(塀、車庫、よう壁、駐車場の舗装)等の新築、増築、改築
- 2 移動が容易でない物(5 t以上)をたい積するとき
- 3 看板等を設置するとき



ご意見・ご質問は、お気軽に組合役員又は組合事務所までどうぞ。

〒470-0162 愛知郡東郷町大字春木字北反田 1424 番地 1

TEL : 0561-76-1720 FAX : 0561-76-1722

メールアドレス togochuo.kukaku1720@sage.ocn.ne.jp

❖月～金 午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）

土日祝日はお休みです。

